

# 令和6年度分（補充受付） 飯塚市建設工事競争入札参加資格審査申請書提出要領 〔飯塚市内工事業者用〕

対象は、「建設業を営む者の住所（法人の場合は本店の登記所在地及び建設業の許可所在地、個人の場合は、建設業としての主たる営業所の許可所在地及び個人の住所）が飯塚市内にあり、市内で引き続き1年以上の営業の実績がある業者」です。

## ＜申請者の資格＞

- （1） 地方自治法施行令第167条の4の規定する者に該当しないこと。
- （2） 希望する工種について、令和5年3月31日までに建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する許可を取得し建設業を営んでいる者。
- （3） 電話・机等什器備品及び資材置場等を有し、希望する工種について、市内で1年以上の営業の実績があること。
- （4） 希望する工種について建設業法第27条の23に規定にする経営に関する客観的事項の審査を受け、総合評定値通知書（審査基準日が 令和4年9月1日から令和5年8月31日 までのもの）を提出できる者。
- （5） 社会保険強制適用事業所については、社会保険に加入していること。（法人は、社会保険強制適用事業所となります。また、個人事業主の方も、事業主を除き5人以上の従業員を雇っている場合は、強制適用事業所となります。）

1. 受付期間 **令和5年12月18日（月）から令和6年1月12日（金）まで**

※受付期間内の開庁日のみ受付いたします

2. 受付方法 **郵送のみ**（簡易書留、レターパック等の**追跡可能な郵送方法**に限る）

※令和6年1月12日（金）消印有効。ただし、後納郵便の場合は、1月12日（金）必着

※封筒の表に朱書きで「入札参加資格審査申請書在中」と記入してください。

※書類不備の場合や受付期間外は受付できませんのでご注意ください。

・本要領「7. 提出書類①～⑫」を番号順にクリアファイルに入れて提出してください。

3. 送付先 〒 820-8501 福岡県飯塚市新立岩5番5号

飯塚市役所 総務部 契約課 工事契約係 行

4. 受付業種 第1希望、第2希望ともに「受付工種一覧表」（P. 2）の中から 1工種

5. 入札参加資格の有効期間 **令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（1年間）**

## 6. 受付工種一覧表

受付工種	許可を受けていることが必要な 建設工事の種類
土 木 一 式 工 事	土 木 一 式 工 事
建 築 一 式 工 事	建 築 一 式 工 事
大 工 工 事	大 工 工 事
左 官 工 事	左 官 工 事
とび・土工・コンクリート工事 (交通安全施設フェンス)	とび・土工・コンクリート工事
とび・土工・コンクリート工事 (法面)	とび・土工・コンクリート工事
石 工 事	石 工 事
屋 根 工 事	屋 根 工 事
電 気 工 事	電 気 工 事
管 工 事 (水 道 )	管 工 事
管 工 事 (空 調 )	管 工 事
管 工 事 (ガ ス )	管 工 事
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事
鋼 構 造 物 工 事	鋼 構 造 物 工 事
鉄 筋 工 事	鉄 筋 工 事
舗 装 工 事	舗 装 工 事
し ゅ ん せ つ 工 事	し ゅ ん せ つ 工 事
板 金 工 事	板 金 工 事
ガ ラ ス 工 事	ガ ラ ス 工 事
塗 装 工 事	塗 装 工 事
防 水 工 事	防 水 工 事
内 装 仕 上 工 事	内 装 仕 上 工 事
機 械 器 具 設 置 工 事	機 械 器 具 設 置 工 事
熱 絶 縁 工 事	熱 絶 縁 工 事
電 気 通 信 工 事	電 気 通 信 工 事
造 園 工 事	造 園 工 事
さ く 井 工 事	さ く 井 工 事
建 具 工 事	建 具 工 事
水 道 施 設 工 事	水 道 施 設 工 事
消 防 施 設 工 事	消 防 施 設 工 事
清 掃 施 設 工 事	清 掃 施 設 工 事
解 体 工 事	解 体 工 事

7. 提出書類 **提出書類下記のとおり**

※下記番号①～⑥の書類を番号順にクリアファイルに綴じて提出してください。

番号	書類名	摘要
①	建設工事競争入札参加資格審査申請書 [様式 1]	<ul style="list-style-type: none"> <li>●申請書について 【法人】履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）のとおり商号又は名称・所在地及び代表者氏名を記入してください。 【個人】営業所の名称・所在地及び代表者氏名を記入してください。</li> <li>※押印不要</li> </ul>
	業者情報 【第 1 希望工種のみ】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>第 1 希望工種</u>についての情報のみ記載してください。</li> <li>●「技術職員数」及び「全職員数」は、<u>提出日現在で記入</u>してください。『直接的かつ恒常的な雇用関係がある常勤の職員』を記入してください。 「技術職員数」は、<b>第 1 希望工種の全ての技術職員数</b>を記載してください。 ※第 2 希望工種や他工種の技術職員数は、記入不要</li> <li>●「取締役」「監査役」は、履歴事項全部証明書のとおり記入してください。</li> <li>●「営業所における専任の技術者」は、<u>全ての許可業種について</u>記入してください。</li> </ul>
②	<p>経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書（写し）</p> <p>※審査基準日が<b>令和 4 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 3 1 日</b>までのもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国又は県から通知のあった「経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書」の写しを提出してください。</li> <li>●数字等がきちんと確認できるようコピーしてください。</li> </ul>
③	<p>経営規模等評価申請書（写し） （様式 2 5 号の 1 4 及び別紙一、二、三）</p> <p>※②の申請時に提出したもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建設業法第 2 7 条の 2 3 第 1 項の規定により県知事又は国土交通大臣に申請したものの写しを提出してください。</li> </ul>

④	建設業許可証明書（写し）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 飯塚県土整備事務所発行のもの</li> <li>※ 国の証明書は許可期間内のものであれば可</li> <li>● 建設業許可通知書でも可</li> </ul>
⑤	履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）（写し可） 又は 代表者の身分証明書（ <u>原本</u> ） 及び住民票（写し可） ※発行後、3ヵ月以内のもの	<b>【法人】</b> ・法務局が発行した現状と相違のない履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本） ※現在事項全部証明書でも可 <b>【個人】</b> ・本籍地がある市区町村が発行した身分証明書 ・飯塚市が発行した住民票
⑥	営業の沿革 [様式 2]	<b>【個人のみ】</b>
⑦	社会保険等に加入していることが分かる書類  ※総合評定値通知書で「雇用保険」「健康保険」「厚生年金保険」の加入の有無が全て「有」もしくは「適用除外」となっている業者は提出不要	<b>【該当業者のみ】</b> 総合評定値通知書で「雇用保険」「健康保険」「厚生年金保険」の加入の有無が 1 つでも「無」があった業者で、その後に社会保険等に加入した業者は、下記書類を提出して下さい。  「雇用保険」の場合 ・・・「雇用保険料納入証明書」など 「健康保険」「厚生年金保険」の場合 ・・・「社会保険料納入証明書」など
⑧	営業所位置図、資材置場位置図 [様式 3、様式 4]	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住宅地図等分かりやすいもの</li> <li>● 資材置場位置図は、住所も記載してください。</li> <li>※ 営業所及び資材置場が同一住所の場合は、その旨を [様式 3] に記載し、[様式 4] は省略可</li> </ul>
⑨	事務所、看板等の写真 [様式 5]	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 提出日以前、3 ヶ月以内に撮影した写真を提出してください。</li> <li>① 事務所全景写真、② 事務所内部写真、③ 看板等写真</li> <li>④ 建設業の許可票 ⑤ 資材置き場等</li> <li>※ 申請後、予告なく事業所調査を行うことがあります。</li> </ul>

⑩	<p>【国税】納税証明書（写し可）</p> <p>※発行後、3ヵ月以内のもの</p> <p>※国税の納税証明書は、国税庁のHPからe-taxを使った書面オンライン請求が利用できます。</p>	<p>●飯塚税務署発行のもの。</p> <p>【法人】納税証明書「<u>その3の3</u>」 （「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納がないことが証明できるもの）</p> <p>【個人】納税証明書「<u>その3の2</u>」 （「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納がないことが証明できるもの）</p>
	<p>【都道府県税】納税証明書（写し可）</p> <p>※発行後、3ヵ月以内のもの</p> <p>※個別税目分の納税証明書の場合、「法人：法人事業税及び法人県民税」、「個人：個人事業税」の納付が確認できること。</p>	<p>【法人】県税に未納のないことの証明書</p> <p>【個人】県税に未納のないことの証明書</p>
	<p>【市税】滞納なし証明書（原本）</p> <p>※発行後、3ヵ月以内のもの</p>	<p>【法人】滞納なし証明書（飯塚市課税分）</p> <p>※会社設立日が1年未満で滞納なし証明書が発行できない場合は、開設届の写しを提出すること。</p> <p>【個人】滞納なし証明書（飯塚市課税分）</p> <p>●証明書発行窓口には納付日、口座振替日の関係で、滞納なし証明書を発行するためには、領収書・通帳等、納付を確認できる書類が必要な場合があります。</p>
⑪	退職給付の加入状況 [様式 6]	<p>●共済契約者証又は加入証明書の写しを添付してください。</p> <p>※自社独自の退職者制度を設けている場合は、それらの詳細がわかるものを添付してください。</p>
⑫	財務諸表	<p>●経営事項審査時提出のもの 又は最新のもの（直近の決算のもの）</p>
⑬	誓約書 [様式 7]	<p>●「実印」を押印してください。</p>
⑭	<p>技術者経歴書 [様式 8]</p> <p>※<b>指名願受付時の技術者登録は5人を上限とします。</b></p> <p>※追加の登録は令和6年4月1日から随時受付いたしますので変更届にて提出して下さい。</p>	<p>●<b>希望職種ごとに作成してください。</b></p> <p>※第2希望職種がある方は、第2希望職種についても作成してください。</p> <p>●建設業法第7条第2号イ・ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ・ロ若しくはハに該当する者を記載してください。（<b>主任技術者又は監理技術者として配置できる技術者のみ</b>）</p> <p>●提出時現在で『直接的かつ恒常的な雇用関係がある常勤の技術者』を記入してください。</p> <p>●建設業法第7条第2号により営業所ごとに配置している専任技術者の場合は「営業所の専任技術者である場合の職種」の欄にその業種を記入してください。</p> <p>●経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書における「技術職員数」欄に記載されている人数に含まれている技術者については、「経審」の欄に○印を記入してください。</p>

⑮	技術者の資格証明書等（写し）	● 監理技術者の資格を有する技術者として○印を記入した者の監理技術者資格者証（写し・ <b>両面</b> ）を提出してください。
⑯	技術者検定合格証明書等(写し)	● 法令による資格・免許取得技術者について、当該免許証の写し（技術検定合格証明書写し等）を提出してください。 ● 実務経験の場合は、経営事項審査時に提出した実務経験証明書の写しを提出してください
⑰	雇用確認書類（写し）	● 雇用の確認ができる書類(社会保険証・雇用保険被保険者証等)の写しを提出してください。
<p><b>※資格証明書、雇用確認書類等については、<u>技術者ごとにまとめ、技術者経歴書に記載されている技術者順に綴ってください。</u></b></p>		
⑱	専任技術者一覧表 又は 専任技術者証明書 （写し）	● 建設業許可申請書(又は変更届出書)に添付の専任技術者一覧表(別紙四)又は専任技術者証明書（様式第八号）の写しを添付してください。 ※全ての許可業種について必要です。 最新の許可更新時のものを提出すること。
⑲	使用印鑑届 [様式9、様式10] 「飯塚市長 宛」と「飯塚市企業管理 者 宛」それぞれ提出	● 実印及び使用印を押印してください。 ● <b>使用印は「代表取締役の印」が表示してある社印（若しくは個人印）を鮮明に押印してください。（会社名のみ印は不可）</b>
⑳	印鑑証明書（写し可） ※発行後、3ヵ月以内のもの	【法人】 法務局が発行したもので、現在登録している印鑑を証明するもの。 【個人】 飯塚市が発行したもので、現在登録している印鑑を証明するもの。
㉑	口座振替申請書 [様式 1 1 ] ※ <b>現在届けている口座番号等に変更がない場合は提出不要</b>	● 口座名義（カナ）は、通帳の見開きに記載しているカナのとおりに入力してください。 ● 「実印」を押印してください。
㉒	受付票 [様式 1 2 ] ※希望者のみ	● 受付票が必要な場合は、送付先を記入し、 <b>84円切手を貼付した返信用封筒を同封してください。</b> 別途受付の連絡をすることもございませんのでご了承ください。審査終了後に、郵送致します。

## 格付における主観点数項目について

令和6年度の入札参加資格申請において、工事業者の格付けを行う際の総合評価点数を構成する要素の一つである主観点数の項目について、地元業者の育成の観点から、現在設定している工事の内容に関する評価項目である「工事成績」に加え、社会性を評価する評価項目である「障がい者雇用の実績」、「子育て支援・男女共同参画の取組」、「消防団協力事業所登録」、「人権問題啓発研修への参加又は実施」の4項目を、前回同様に追加いたします。

なお、加点につきましては、工事における等級格付を決める総合点数のうち、主観点として各項目につき3点（㉔人権問題啓発研修への参加又は実施については1回につき2点、最大6点）を加算します。

**該当する場合は以下の書類を提出してください。**

書類番号	評価項目	提出書類
㉓	障がい者雇用の実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>●身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（写し）及び</li> <li>●賃金台帳等当該障がい者の雇用が申請日時点で<u>3ヶ月以上</u>あることが確認できる書類（写し）</li> </ul>
㉔	子育て支援・男女共同参画の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福岡県子育て応援宣言登録証（写し） 令和5年12月末日までに登録され、申請日時点で有効な登録証の写し ※日付等が明瞭に写ったものを提出すること</li> </ul>
㉕	消防団協力事業所登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>●飯塚市消防団協力事業所表示証交付書（写し） <u>飯塚市防災安全課</u>で手続きの上、令和5年12月末日までに交付され、申請日時点で有効な交付書の写し。</li> </ul>
㉖	人権問題啓発研修への参加又は実施  <a href="#">詳細リンク：ホームページ &gt; 産業・ビジネス &gt; 入札・契約 &gt; 制度概要 &gt; 主観点数項目「人権問題啓発研修への参加又は実施」における加算対象とする人権問題啓発研修の指定について（お知らせ）</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>「飯塚市市内工事業者研修参加証(令和6年度分 飯塚市建設工事競争入札参加資格審査申請用)」</b>（原本）</li> <li>・下記研修会への参加証 ※再発行不可             <ol style="list-style-type: none"> <li>①R5.10.14 飯塚市部落解放研究集会～人権フェスティバル～</li> <li>②R5.9.16 NPO法人人権ネットいづか啓発事業講演会</li> <li>③R5.12.2 サンクスフォーラム</li> </ol> </li> <li>※イクボス研修についても加算対象研修となりますが、男女共同参画推進課へアンケートを提出する必要があります。（提出期限：R5.12.28まで）詳細は男女共同参画推進課までお問い合わせください。</li> <li>●<b>福岡県が実施する講師団講師あっせん事業を活用しての研修の実施が確認できる「研修結果報告書」</b>（写し） 4月から12月末日までに実施した研修会の県に報告した報告書の写し及び添付資料の写し ※<u>地域貢献活動評価申請書</u>は加算対象にはなりません。</li> </ul>

## 8. 申請書類の作成上の注意

- (1) 文字は楷書で明瞭に記入してください。(鉛筆書き、消えるボールペン等は不可)
- (2) 提出書類の記載にあたっては、特に指定がない限り「提出日現在」をもって記載してください。
- (3) クリアファイルに綴じる書類は、事前に書類番号順に綴じて、提出してください。  
※各納税証明書に未納がある場合には、受付できません。

## 9. 注意事項

- (1) 競争入札参加資格を取得した後に、申請書に虚偽の記載等の不正行為が判明した場合は資格を取り消します。
- (2) 同一工種において役員が重複している場合、いずれかのうち1者の指名が保留になります。
- (3) 同一工種において、代表権を有する者が生計を一にしている等、人的関係があると認められる場合、  
(※夫婦については、民法第752条にて扶助の義務が定められているため、生計同一とみなします。) いずれかのうち1者の指名を保留することがあります。

## 10. その他

- (1) 随時の受付は行っておりません。
- (2) 本要領・様式等は飯塚市のホームページからダウンロード可能です。  
【トップページ→産業・ビジネス→入札・契約→申請・登録→入札参加資格審査申請→ 建設工事(市内)】
- (3) 「令和6年度 市内建設工事に有資格者名簿」は令和6年4月1日午後にホームページに掲載する予定です。
- (4) 有資格者名簿の登録は、必ずしも発注を約束するものではありません。

### 問い合わせ先

総務部 契約課 工事契約係   Tel: 0948-22-5500 (内線: 1401・1402)  
Fax: 0948-21-2998  
Mail: keiyaku@city.iizuka.lg.jp



11. 提出書類一覧表

※提出する書類を自己チェック（P9～10）し、ご確認の上、ご提出ください。

《ファイルに綴じる書類》

○：必須 ×：不要 △：該当する場合

書類番号	書類名	法人	個人	提出書式	備考	チェック欄
①	建設工事競争入札参加資格審査申請書（業者情報）	○	○	指定様式		
②	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書	○	○	写し		
③	経営規模等評価申請書	様式25号の14	○	○	写し	
		別紙一	○	○		
		別紙二	○	○		
		別紙三	○	○		
④	建設業許可証明書	○	○	写し可	注1	
⑤	履歴（現在）事項全部証明書	○	×	写し可	注1	
	代表者の身分証明書	×	○	原本		
	代表者の住民票	×	○	写し可		
⑥	営業の沿革	×	○	指定様式		
⑦	社会保険等に加入していることが分かる書類	△	△	写し可		
⑧	営業所位置図（※新規業者のみ）	△	△	指定様式	注2	
	資材置場位置図（※新規業者のみ）	△	△			
⑨	事務所、看板等の写真（※新規業者のみ）	△	△	指定様式	注3	
⑩	納税証明書【国税】	○	○	写し可	注1	
	納税証明書【県税】	○	○	写し可		
	滞納なし証明【飯塚市税】	○	○	原本		
⑪	退職給付の加入状況	○	○	指定様式		
⑫	財務諸表	○	○	写し可		
⑬	誓約書	○	○	指定様式		
⑭	技術者経歴書【※技術者は5人まで登録可能】	○	○	指定様式		
⑮	技術者の資格証明書等 （監理技術者講習修了書又は監理技術者資格者証）	△	△	写し可		
⑯	技術検定合格証明書等	○	○	写し可		
	技術検定合格書又は 実務経験証明書					
⑰	雇用確認書類	○	△	写し可		
⑱	専任技術者一覧表	○	○	写し可		
⑲	使用印鑑届	飯塚市長宛	○	○	指定様式	
		飯塚市企業管理課宛	○	○		
⑳	印鑑証明書	○	○	写し可		
㉑	口座振替申請書	△	△	指定様式		
㉒	受付票（切手貼付済みの封筒又はハガキを同封）	△	△	宛名書き済		

㉓	障がい者雇用の実績	△	△			
㉔	子育て支援・男女共同参画の取組	△	△			
㉕	消防団協力事業所登録	△	△			
㉖	人権問題啓発研修への参加又は実施	△	△			

注 1 各証明書類は、発行が提出日から3ヶ月以内のものを提出してください。

注 2 指定様式の内容が記載されていれば、指定様式以外でも可

注 3 写真は、提出日から3ヶ月以内に撮影したものを提出してください。